## 地域職業能力開発促進協議会の概要

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を 共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検 証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

## 【構成員】

・・・主催

- ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関(専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等)
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者(団体)又は特定募集情報等提供事業者(団体)

- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者(例:デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局等)

